

令和4年度 第一種動物取扱責任者研修試験問題解答及び解説

問1 正解①

(解説)

②→猫はタテ(体長の2倍以上)×ヨコ(体長の1.5倍以上)×高さ(体高の3倍以上)、1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。

③→猫は1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。

④複数飼養する場合、各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保した構造とする。

問2 正解①

(解説)

1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存すること。

問3 正解④

(解説)

犬猫販売業のみから、犬猫及び犬猫以外の動物(哺乳類、鳥類、は虫類)(畜産農業・試験研究用等を除く)販売、貸出し(ペットレンタル業者等)、展示(動物園、水族館等)、政令で定める取扱いとして、譲受け飼養業(老犬・老猫ホーム等)まで義務範囲が拡大した。

保管業・訓練業が対象業種となっていない理由として、動物を一時的に「占有」するものの「所有」はしないため、帳簿の備付け等の義務を課す政策的必要性に乏しいことから、対象業種となっていない。

問4 正解③

(解説)

定期報告については、法改正前は犬猫等販売業者のみであったが、令和2年6月1日から、第一種動物取扱業が対象とする動物全般が対象となった。

第一種動物取扱業が取り扱う動物種としては、哺乳類、鳥類、爬虫類であり、両生類は含まない。

問5 正解①

(解説)

【変更の届出について(法第14条)】

以下の内容に変更があった場合は30日以内に届けなければならない。

- 1) 氏名の変更、法人代表者の変更
- 2) 事業所の名称
- 3) 動物取扱責任者の氏名
- 4) 主として取り扱う動物の種類及び数
- 5) 飼養施設の構造、規模(軽微なものを除く)
- 6) 法人役員の氏名、住所
- 7) 重要事項を説明する職員
- 8) 犬猫等の販売業をやめる場合

【廃業等の届出(法第16条)】

以下の場合は、30日以内に届け出なければならない。

- 1) 申請者が死亡した場合
- 2) 法人が合併により消滅した場合
- 3) 法人が解散した場合
- 4) 業を廃止した場合

※いずれかに該当した時点で、その登録は無効になる。

問6 正解④

(解説)

- ①デング熱・・・蚊
- ②SFTS(重症熱性血小板減少症候群)・・・マダニ
- ③エキノコックス症・・・キツネ(近年は犬でも確認されている)

問7 正解④

(解説)

犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、当該犬猫を取得した日から30日を経過する日(その日まで当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日)までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着しなければならない。

獣医師は、(略)当該マイクロチップの識別番号その他環境省令で定める事項を記載した証明書を当該犬又は猫の所有者に発行しなければならない。

何人も、(略)当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならない。

①-③に示すマイクロチップ装着に関する適応除外規定は、設けられていない。

問 8 正解④

(解説)

法改正後、第一種動物取扱業者に対する新基準の施行日(令和3年6月1日)に「出生後56日を経過した犬猫」と規定された。なお、天然記念物として指定された犬「秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬」は、「56日」を「49日」とみなす。

問 9 正解③

販売に際して適正な飼養又は保管のために必要な情報として定めるもの

- 1 品種等の名称
- 2 性成熟時の標準体重、標準体長その他の身体の大きさに係る情報
- 3 平均寿命その他の使用期間に係る情報
- 4 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- 5 適切な給餌及び給水の方法
- 6 適切な運動及び急用の方法
- 7 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- 8 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用
(哺乳類に属する動物に限る。)
- 9 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置
- 10 遺棄の禁止その他当該動物にかかる関係法令の規定による規制の内容
- 11 性別の判定結果
- 12 生年月日(輸入等をされた動物であって生年月日が明らかで無い場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等)
- 13 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)
- 14 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入さ

れた動物であって、繁殖を行った者が明らかで無い場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかで無い場合にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)

- 15 所有者の氏名
- 16 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- 17 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聞き取り等によつても知ることが困難であるものを除く。)
- 18 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

問10 正解①

(解説)

- ②いかなる場合 → 生涯出産回数が証明できる場合に限る
繁殖に適さない個体は繁殖に供さないこと
猫のメスの交配は6才まで(満7才未満)但し、満7才時点で生涯出産回数が10回未満の場合は7才まで
- ③交付する必要はない。 → 交付しなければならない。
- ④2年に1回以上 → 1年に1回以上